ところにより株主の投票内容を把握することも許容される。いて、これら投票用紙以外の事情をも考慮して認められる

判例研究

〔商法 六四八〕

ハ四八」立事件

関西スーパーマーケット株式交換差止等仮処分命令申

|資料版商事法務四五四号一一五頁| |令和三年(ラ)||三二七号仮処分命令認可決定に対する保全抗告事件| |大阪高決令和三年||二月七日

〔参照条文〕

· History

会社法七九六条の二第一号、八三一条一項一号

事 実

株主がこれを誤認したことがやむを得ないと認められる場

投票のルールの周知や説明がされておらず、そのために

は、関西圏でスーパーマーケット等を営む、東京証券取引Y株式会社(債務者・抗告人・相手方。以下「Y社」)

目が、 パーク・いちの未込みはいう。 告人)は、Y社の株主(保有割合約七・六九%)で、関東

所第一部上場の株式会社である。X(債権者・相手方・抗

令和三年六月(以下の日付はいずれも令和三年)、Xが圏でスーパーマーケットを営む株式会社である。

Y社に対して公開買付けによる同社の完全子会社化の提案

〔判示事項〕

取扱いとなるおそれがない場合には、株主総会の議長にお投票用紙と異なっていたことが明確に認められ、恣意的なその誤認のために投票に込められた投票時の株主の意思が合であって、投票用紙以外の事情をも考慮することにより、

約」)をそれぞれ締結した。

○月二九日、本件各株式交換契約の承認

(以下、

本件

こととし、 Bの4

同人には、

本件総会の全議案につき会社原案に

Bの代表取締役副社長であるCを本件総会に派遣する

力発生日とする株式交換契約(以下「本件各株式交換契の諮問、その答申を受けて、八月三一日のY社取締役会は、本社グループとの経営統合実施の方針を決定した。同日、本社グループとの経営統合実施の方針を決定した。同日、事業統合が提案された。両提案についてY社特別委員会へ事業統合が提案された。両提案についてY社特別委員会へ

票用紙 明した。 代表取締役社長が就き、 開催された。本件総会は、 各株式交換契約の承認にかかる議案を「本件議案」) 時四○分頃採決に移ることとなり、 議するためのY社臨時株主総会(以下「本件総会」)が (マークシート)を用いた投票の方法による旨を説 午後一時五五分頃、 議案の説明・質疑応答の後、 午前一〇時に開会、 投票用紙の回収が完了し、 議長から、採決は投 議長にY社 午後 等を 議

る株式会社である。Bは、本件総会開催に先立って、本件Bは、議決権数で二六二○個に相当するY社株式を有すての賛成は六五・七一%である旨が記載されていた。五七分の「議決権行使集計結果報告書」に本件議案につい投票の集計作業は外部委託業者により行われ、午後二時

場封鎖を解除した。

会の議事傍聴を希望する旨をY社に事前に連絡するととも載し、署名等のうえY社に郵送した。また、Bは、本件総総会の招集通知に同封されていた委任状および議決権行使

れず、未記入の投票用紙をそのまま投票箱に入れた。 とのニュアンスのことを尋ねたものの、 議決権行使を既に発送しているが、どうしたらい なく出席したいと述べた。Cは、 受け答えを聞きたいと考え、受付担当者に対し、 会開会前、 遣する旨の記載のある職務代行通知書を持たせた。本件総 賛成の議決権行使をするに当たりCを職務代行者として派 受付に来場したCは、 投票の際 会場で直に議長や役員 明確な回答を得 回収担当者に、 傍聴では 0 かな

たが、 情を聞いた。 方の申立てにより選任された検査役 か確認してほしい旨述べた。 重計上にならないように投票用紙に何も記入せずに投票 士に対し、事前に全議案賛成の委任状を出していたので二 きちんと事前の意思表示のとおり取り扱われ 以上を受けて、 議長は、 その後、 検査役 В が、Cから詳 の議決権行使を賛 (X·Y社 ってい

午後三時四〇分頃、

受付を訪れたCは、Y社代理人弁護

した。

に対する判断が本決定である。なお、本決定がXの申立て

べきこと

成として取り扱うこととした。

件議案に賛成した株主の議決権割合が六六・六八%である ことを説明した 案を含む全ての議案が可決されたと報告するとともに、本 午後四時一〇分頃、議長は、本件総会を再開し、本件議

換の仮の差止めを求めた。基本決定(神戸地決令和三年 不公正なときという瑕疵があるなどとして、本件各株式交 X は、 本件決議には、決議方法に法令違反または著しく

月二二日・資料版商事法務四五四号一三一頁)は、Xの

決定 申立てを認容した。Y社からの保全異議申立てに対し、 議決権行使……の意味は、本件投票用紙にされたマークの 五四号一二四頁)は、「本件総会において出席株主がした (神戸地決令和三年一一月二六日・資料版商事法務四 原

るが賛成ではない、という意を伝えるものであったとしか 解することができない」と述べて、基本決定の判断を維持 を含む全議案について「棄権」、すなわち議決権は行使す ま本件投票用紙を回収箱に入れた行為は、 これに対して、 Y社が保全抗告の申立てをしたこと Bが、本件議案 よって客観的に決せられる」、「Cがマークを記入しない 記載あるいは、投票用紙の提出・不提出という事実のみに

ぇ

を却下したので、 (最決令和三年一二月一四日 Xは最高裁に許可抗 ·資料版商事法務四五四号 告の申立てをした

○一頁は、Xの抗告棄却)。

[決定要旨]

①議長は客観的に判定することが第一義的に求められるこ 原決定取消し、Xの申立て却下。

ح

投票用紙の記載・不記載や提出・不提出により客観的に判 されたものと認められる。このことからすると、議長は、 しつつ議決の公正を確保すること〕でその議決方法が採用 その恣意的な操作を防止し、もって株主意思を正確に反 期するためにマークシート方式の投票用紙による投票を行 判定する責務があるから、 その採用した議決方法の趣旨に沿って各株主の投票内容を 容と議決要件の充足の有無を客観的に明確化するとともに、 う旨を告げており、上記と同様の趣旨〔各投票者の投票内 「本件株主総会でも、 議長は、 各株主の投票内容については 採決に当たり、 正 確性

②Bの委任状による事前の議決権行使を撤回として処理 定することが第一義的に求められるというべきである。」

Ŕ として集計したものと認められる。」「その上で、Cの投じ 任状集計分」に含めず、「当日(会場)議決権行使集計分. のように取り扱ったからこそ、こからの申し出を受けた後 権行使を撤回したものとみざるを得ず、 С は、 の議決権行使を「事前議決権行使分」や「会社側委 この投票行為により、委任状による事前 Y社においてもそ 0) 議決

本件議案について、 されていないのであるから、Cは、Bの代表取締役として、 た投票用紙の客観的記載からすると、投票用紙への記入は 義的には判定すべきことになる。」 説明されたとおり、 議長等のアナウンスにより出席株主に 棄権の意思を表明したものと、

思が投票用紙と異なっていたことが明確に認められ、 把握することが許容されること ③議長が投票用紙以外の事情を考慮して株主の投票内容を を適法かつ公正に行う職責を有するといえる議長において、 的な取扱いとなるおそれがない場合には、 場合であって、投票用紙以外の事情をも考慮することによ に株主がこれを誤認したことがやむを得ないと認められる 投票の その誤認のために投票に込められた投票時の株主の意 ルール の周知や説明がされておらず、 株主総会の審議 そのため 恣意

これら投票用紙以外の事情をも考慮して認められるところ

たと明確に認められ、

投票後に意見を変更したものではな

決に反映させるためには、 賛否の意思を適切かつ正確に把握してこれを株主総会の るのが相当であり、 により株主の投票内容を把握することも許容されると解 議決権行使によって表明される株主 むしろそうすることが求められ

ているというべきである。」

め ④本件総会の議長によるCの投票内容の把握 て に は、 本件総会における投票の際、 Bによる事前 0 議

(3)

Ď

票時のBの意思 事情を考慮すると、Cの誤認のために投票に込められた投 とはやむを得ないところであり、上記した投票用紙以外の て予め周知も説明もされておらず、Cがこれを誤認したこ 紙に記載して投票する必要があること〕は本件総会にお 決権行使が撤回され、そのため改めて議場において投票用 した株主が総会に出席した場合に、 そして上記誤認に係る投票のルール ま本件投票用紙を本件投票箱に入れたものと認められる。 により、 権行使が撤回されておらず、 決権行使のとおり本件議案には賛成であるが、 本件投票時、 (賛成) 二重投票を避ける趣旨で未記入のま が投票用紙 効力を有すると誤認したこと 委任状による事 (棄権) と異なって 〔事前に委任状を提 事前の 前 0 出

定の場合には投票用紙以外の事情を考慮して株主の投票内

法の法令違反を認めたのに対して、

本決定は、

議長に、

三二九号(令和五年六月) おける会議体とそのあり方 に賛成するものとして、

四八頁〔田 [V

中亘発言·北村発

株主総会編」

北村雅史ほか

「座談会・会社法に

みによって客観的に決せられる」べきであるとして決議方

きである。」 取扱いをしても恣意的取扱いとなるおそれはないというべ 下では、以上の事情が明確に認められるから、そのような お許容されるというべきであり、 したものとして把握し、 考慮して認められるところにより、 CによるBの本件議案に係る投票を賛成の意思を表明 賛成票として取り扱うことも、 本件のような事実関係の 本件総会の議長にお な

いことも認められるから、

これら投票用紙以外の事情をも

研 究

本件は、

株式交換契約を承認した株主総会決議に瑕疵

とに留意すべきである。 たであろう事情を、 議長あるいは会社 ないようであるが、

政策保有株式縮減

(「コーポ

(総会事務局) 裁判所は、

が、

判定当時に前提とし

議長のなした判定について、

いわば後追いする形で審査しているこ

票用紙を用いた議決方法が採用されたが、白票を投じた株 仮処分の申立てがなされた事案である。本件総会では、 クの記載あるいは、 の法令違反または著しく不公正な場合に当たるかが問題と 主の議決権を賛成として扱って成立した決議が、決議方法 があったとして、株式交換差止請求権を被保全権利とする 原決定は、 投票用紙の提出・不提出という事実の 議決の成否は 「投票用紙にされたマー 投

て、

認めた点に特色がある。本決定には批判的な評価も少なく 容を把握することを認め、 する場合でも投票用紙以外の事情を考慮して株主の投票内 を覆した。すなわち、⑦投票用紙を用いた議決方法を採用 容を把握することを認め、 **④その把握を議長がすることを** 議長の判断を正当として原決定

二九四号(令和四年)三二頁参照)。そうした現状にあ できる」として、本決定の結論を支持した(本決定の結論 論の点に関する原審の判断は結論において是認することが 抗告審は、「原審の適法に確定した事実関係の下では、 否拮抗総会に関する近時の裁判例からの示唆」商事法務二 を採用することが増えていくであろう 賛否の拮抗する株主総会では、 トガバナンス・コード」原則一-四参照)の進展等に伴 考えさせられることの多い判断といえる。なお、 投票用紙を用いた議決方法 (伊藤広樹ほか「 所 可

を探ってみたい 先行評釈で見られ た指摘を検討しつつ、本決定の含意

学九八卷二号 消せば(民法九五条一項)、事前の議決権行使書が復活し、 の意思を表明したものと、 りがなかったことが窺われる。 理したので、裁判所としては、そのこと自体を動かすつも 成」はあくまでも当日 ②にあるように、この日、 この点に関わるのは、 意思表示の瑕疵とは捉えられないとされる)。本決定で、 ト二〇巻 号(令和四年七月)一三五頁、 賛成と扱った本件総会の議長の判断とも合致したのではな |株主の議決権行使と投票内容の判定||社会とマネジメン かとの指摘がある 第一に、総会への出席と白票提出とを錯誤により取り の代表取締役として、本件議案について、 (令和五年三月) 六九頁は、 (令和五年五月) 一三四頁。 (温笑侗 決定要旨②の説示である。決定要旨 (会場) 第一義的には判定」されるとす Y 「判批」ジュリスト一五七三 社事務局は、 議決権行使集計分として処 酒卷雄司 また、決定要旨②で、 事実としての出席を 「判批」早稲田法 反対、 株主B ……棄権 山本将成 の「賛

るのは、

決定要旨①を適用した結果であることを表してい

る

ずれの箇所でも、

「第一義的」という言葉が使用さ

参照)。

わざわざ新たな構成でY社と同じ結論に辿り着く

ざるを得ず」というのは、 ているのは、 決定要旨②で、「事前の議決権行使を撤回したものとみ そのことを示している)。 Cが代表取締役であったか

が、 C 令和元年一○月一七日・金融・商事判例一五八二号三○頁 れるまでもなく裁判所も承知していたであろう するなどにより賛成と扱える可能性があることは、 たちで判断したにすぎない。 権行使は撤回として扱ったから、 要判例解説 法的課題」信州大学経法論集一三号(令和四年九月)五六 前の議決権行使と議場での議決権行使の不一致がもたらす リスト一五六七号(令和四年二月)三頁、寺前慎太郎「事 前掲六七頁)とか、 学研究六三巻三=四号(令和四年九月)一一四頁、 年九月)一〇一頁、 一二三頁、遠藤元一「判批」税務事例五四卷九号(令和四 (木原彩夏「判批」法学セミナー八一一号(令和四年八月) Y社の処理を追認したものと考えられる。 原弘明「判批」ジュリスト一五八三号・令和4年度重 (株主B) の賛成を当日分として数え、事前の議決 (令和五年四月) 八四頁) とかということより 通説に従った(弥永真生「判批」ジュ 村上康司 Cの総会への出席を取消しと 「判批」愛知学院大学論叢法 本決定はそれをなぞるか Y社事務局 (東京高判 山本 指摘さ

頁、

Ŕ

すると批判(得津晶「判批」法学教室四九九号(令和四 なるから、ここだけを取りあげて議長の裁量を過度に制約 長も是認した)処理を追認するための規範を掲げた部分に のである。このように、 頭徹尾、 Y Y 社 社あるいは議長の判断を跡付ける姿勢を貫い 事務局の取扱いと齟齬することを回避し、 決定要旨①は、 Y社事務局の (議 年 た 徹

よりも、

四月)一〇三頁)するのは当たらないといえよう。 決定要旨③で、 議長が投票用紙以外の事情を

考慮して株主の投票内容を把握することが許容される場合

月

司

頁)。これは、論者も推察するように「議長にとって認識

の要件のうち、「株主の意思が投票用紙と異なっていたこ

津・前掲一〇三頁、遠藤・前掲一〇三頁、 とが明確に認められ、 摘のとおりであって、それぞれを独立した要件とは考えて 五頁)。 い」と述べた部分で、 判断を求めるものになっているとの指摘がある この部分は、 決定要旨④の当てはめを見ると、 明確性と恣意性の要件が実質的に同 恣意的な取扱いとなるおそれがな 酒巻・前掲一七 (得 指

あろう。

余地がないこと C な場合には考慮できないとの趣旨と思われる。本件では、 であれば考慮できるし、恣意的な判断の余地のある不明確 成の意図は終始一貫して明確で、 (恣意的取扱いの余地がないほどに明確 賛成以外の判定の

いないようである。恣意的な判断の余地のないほどに明確

思と投票用紙との相違が明確に認められない場合は許容さ 要判例の分析〔中〕」商事法務二三〇二号(令和四年八月) 八九頁は、投票後に株主の意思が変わった場合や株主の意 を示すものと解される(仲卓真「令和三年度会社法関係重

れないと分析される)。

審理の過程で初めて明らかになった事実が混入」 七八頁)しているとの指摘もある 「許可抗告審判批」ジュリスト一五七一号(令和 (遠藤・前掲一〇三 伊

要件充足の裁判所の審査について、「裁判所にとって、

局あるいは議長の判断を改めて確認する姿勢を示すもので であろうし、裁判所としては示された証拠に基づいて事務 程度明確」(伊藤雄司・同箇所)となっていたということ し得ない事情を除外しても、「真意」は議長にとって相当

指摘される 尾関幸美「許可抗告審判批」 対の場合とで異なる扱いがされることを問題とすべきとも 恣意性ということであれば、会社提案に賛成の場合と反 (得津・前掲一○三頁、 新・ 判例解説 Watch 三一号 遠藤・ 前掲一〇二頁

決定要旨③は、

投票用紙以外の事情の考慮により

(令和四年一〇月)

一六二頁

原

前掲

八四頁)。

しかし

ろ、

様の状況があったとしても、

投票用紙以外の事情を

むし

投票内容を把握することも許容される」としており、

考慮するかしないかは議長の裁量に任されるもののように 要旨④からも、考慮するかしないかは議長の裁量と読める。 趣旨とも読みうる」とされる)。その当てはめである決定 危険において投票用紙以外の事情を考慮することも認める 考慮することを会社に対して求める趣旨ではなく、会社の 説示する(山本・前掲七○頁も、「投票用紙以外の事情を

では問題にされておらず、

そうであれば、

指摘の意味における恣意性の排除は、ここ

むしろ議長の裁量に委ねられて

0)

る株主Bについての取扱いは、そうしない場合と比べて 勢であるという程度の、 正」(決定要旨③)な職責遂行のための議長のあるべき姿 になる)といっているのではなく、それが「 にそうすべき(義務づけられる=違反すれば決議取消事由 だが、ここで「べき」は、 することが求められているというべき」という表現は微妙 も考慮しない扱いをすることは決議取消事由 いるということなのであろう(株主の意思が明確であって 条一項一号)にはならない)。続く箇所で、「むしろそう いわば訓示であって、 同様の状況に置かれた議 (会社法八三 本件におけ 適法かつ公 最長が常

Ξ

は当然のことを述べたに止まる。

任がある

(得津・前掲一〇三頁参照)

とすれば、

右

1の説

株主意思を正確に反映」(決定要旨①)することになり、

とすれば、X側が主張するように、

をすることについて、

議場で理由や判断過程を説明して

そうした例外的な取扱

たことを示唆するものと読むことができる。 本件総会の議長が進んで「適法かつ公正」に職責を果たし

だけでは問題にならないとしている。 平等取扱いの問題の「可能性が抽象的にある」(決定要旨 で同一の条件を満たす株主がないか確認すべきであったと に引用していない箇所、 で許されないことは、本決定も否定しないであろう。 慮し、他方は考慮しないという扱いは、株主平等原則 指摘(酒巻・前掲一七九頁)もあるが、原告側に立 ただし、同じ状況の株主が複数現れた場合に、 第3当裁判所の判断3④)という 議長は総会会場など 方は

三頁、 温・前掲一三六頁、 ことはできないとする批判は多い 有するだけで、議長に右のような権限ないし裁量を認める 量を認める。 により株主の投票内容を把握することについ 既述のように、本決定は、投票用紙以外の事 酒巻・前掲一七四頁)。 議長は議事整理権 遠藤・前掲一〇二頁、 議長に右の権限を認めな (会社法三一五条一項) (伊藤雄司・前掲七七頁 木原・前掲一二 て、 議長の 情 三の考慮

違

て、

事情を踏まえて、

本件総会の議長は、

本件総会にお

議

Cによる本件投票はBとして本件議案につき賛成の

はなく、 過半数の賛成を得られた可能性はあるが、議長に右の権限 るほどの賛成を得ていたから、仮に議場に諮ったとしても る決議には取消事由がある(本件議案は特別決議が成立す 五四号一一○頁参照)、それをしていない本件議案にかか るべきであり(「抗告許可申立理由書」資料版商事法務四 議長信任の機会を確保するか、 すべきことを現にしていない以上、 その扱 いの可否につい 取消事由にな て諮

ともできるかもしれない。マークシートを用いた投票でさ (たとえば、読み取り機の設定やエラーが出た場合の判別)。 本決定を肯定的に捉えようとすれば次のように考えるこ 「開票作業」には「判定」(決定要旨①)の要素は残る

ると考えられる)。

はない。 その意味で、文字どおり機械的に成否の結果が出るわけで ……本件検査役に対し、 本決定は、 の公正性を担保する一つの方策が総会検査役である。他方、 があることを前提としても、 が確認するプロセスをとることになろう。 開票作業は、直接的には総会事務局が行い、 議長による株主Bの取扱いについて、「Cは、 ……説明しているものであり、こ 会社主導でなされる開票作業 経営陣 への信任 議長

> していない箇所、第3当裁判所の判断3④)こととしたと 意思を表明したものとして取り扱 〔う〕」(決定要旨に引用

検査役の関与は重要な要素であったとみることができよう 聴取だけを指すものではないが、 説示している。右の引用中「これらの事情」とは検査役 本決定の審査において、

には、 要求するので、議長は、 一一四頁)。また、本決定は、 (尾関・前掲一六一頁、遠藤・前掲一〇四頁、 恣意的取扱いの余地がないほどに明確であることを 少なくとも言葉のうえでは、 投票用紙以外の事情 村上・前掲 の考慮

か・ 判断が求められていることにも留意すべきであろう。 く 入れるかどうかは、 前掲三六頁、塚本英臣「徹底解説 明確に白か黒であるものを数に入れるか入れないかの 決議の成立時期の問題 ・ 関西スーパ (伊藤広樹

1

ーのものを白か黒か判別することを求められるわけではな

参照) 件 決議結果を認識し得る状態となった時点で成立する」(前 遠藤・前掲一〇二頁、 東京株式懇話会会報八四五号 にも関わる。「決議は、 山本・前掲六六頁、 会社が株主の投票を集計し、 (令和四年五月) 一五頁 原・前掲 八四

掲・ る」(名古屋高判昭和三八年四月二六日・下級裁判所民 長が投票の結果を確認宣告してはじめて議決 が成立す

東京高判令和元年一〇月一七日)との理解もあれ

りうる。

立時期について会社または議長に裁量があるとの立場がああり、それぞれについても批判はあるが、いずれにせよ成二月四日・金融・商事判例一一九一号三八頁)との判断も裁判例集一四巻四号八五四頁。同旨、大阪地判平成一六年

四 二でみたように、本決定はY社の判断過程をなぞるよい面がある。本件議案の得票状況から、経営陣は実質えない面がある。本件議案の得票状況から、経営陣は実質的に信任を得ていた事案ともいえ、事例的判断と整理して的に信任を得ていた事案ともいえ、事例的判断と整理してお、会社に不利な事情は考慮しないことを許容するとも読よ、会社に不利な事情は考慮しないことを許容するとも読める本決定は、従来の議論からすると大胆だが、この部分は総会実務や議長像についてのリアリズムに立脚するものは総会実務や議長像についてのリアリズムに立脚するものは総会実務や議長像についてのリアリズムに立脚するものは総会実務や議長像についてのリアリズムに立脚するものは総会実務や議長像についてのリアリズムに立脚するものは総会実務や議長像についてのリアリズムに立脚するものは総会実務や議長像についてのリアリズムに対している。

竹田 貴洋

かが問われよう。